

えんてつカード<ポイント&プリペイドカード>規約

第1条 (本規約)

1. 本規約は、遠州鉄道株式会社(以下「当社」といいます)が発行する電子マネー「CoGCa(コジカ)」機能付きのえんてつカード<ポイント&プリペイドカード>(以下「本カード」といいます)の申込み及び利用に対して適用されます。本カードの利用者は、「CoGCa 利用規約」及び「えんてつカード<ポイント専用カード>会員規約」(以下「ポイント規約」といい、CoGCa 利用規約とあわせて「両規約」といいます)加えて本規約の内容及び適用について承認のうえ、本カードの申込み及び利用をするものとします。
2. 本規約が両規約の規定と相違する場合には、本規約が優先します。
3. 本規約で定めがない限り、本規約上の語句は、両規約の定義によるものとします。

第2条 (定義)

本規約に定める語句の定義は次のとおりです。

- (1)「会員」とは、本カードの発行を希望し発行の申込み手続きを行う者、及び当社が本カードの利用を承諾し本カードを貸与した者をいいます。
- (2)「利用店」とは、本カードが利用可能な当社所定の店舗をいいます。
- (3)「利用登録」とは、本カードを利用するために必要な当社所定の利用登録手続きをいいます。
- (4)「商品等」とは、本カードの利用により購入の対象となる商品、サービス又は権利をいいます。

第3条 (本カード)

1. 本カードは、当社が発行するえんてつポイントに関するポイントカード機能(以下「ポイントサービス」といいます)、及びエス・ビー・システムズ株式会社(以下「SBS」といいます)が提供する電子マネー機能(以下「CoGCa」といいます)との一体型カードです。
2. 本カードについては、ポイント規約第3条に定める加盟店のみがポイント付与対象となります。但し、次の場合は原則としてポイント付与対象外となります。
 - ① 本カードによるショッピングご利用金額が、ポイント付与基準に満たない場合
 - ② 当社及び SBS(以下あわせて「両社」といいます)がポイント付与対象外と定める利用の場合
3. 本カードは、両社が本カードのご利用を承諾した方に対して発行されます。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。
4. 本カードの所有権は、両社に帰属するものとし、両社が会員に対して貸与します。

第4条 (本カードの申込み)

1. 本カードのお申し込みは、当社および当社のグループ会社が運営する店舗(以下「店舗」といいます)内で当社が定める申込書に所定の事項をご記入いただく必要があります。また、申込書の代わりに、当該申込書の様式に従って、店頭端末等でご入力いただく場合がございます。
2. 本カードは当社から会員へ貸与するものとし、会員は、本カードを貸与されたとき直ちに本カードの署名欄に自署するものとします。
3. 本カードは、本カードに署名した会員本人のみが利用できるものとし、本カードを他人に貸与、譲渡、質入等することはできません。
4. 15歳以下の方からのお申し込みの場合は、親権者の方の同意が必要となります。

5. 本カードは、カード利用者本人の個人名義でのみお申し込みが可能です。会社名、法人名、店舗名、屋号等での申し込みができません。
6. 本カードは、会員が退会もしくは会員の資格が取り消されるまで有効とします。
7. 提出いただいた申込書等は返却しないものとします。
8. 以下のいずれかに該当する場合、当社はお申し込みを承諾しない場合があります。
 - ・ 申込書の記載内容および店頭端末等での入力内容に虚偽、誤記、または記入・入力漏れがあったことが判明した場合
 - ・ 過去に本規約違反等により強制退会させられていることが判明した場合
 - ・ その他当社が会員として不適切と判断した場合

第5条（本カードの利用）

1. 本カードは、ポイントサービスと CoGCa が利用できます。ポイントサービスの利用に関しては第 6 条、CoGCa の利用に関しては第 7 条をご確認ください。
2. お買上げ精算前に本カードをご提示ください。ご提示頂けない場合は各サービスの対象外となります。

第6条（ポイントサービスの利用）

1. 本カードは、ポイント規約に定める遠鉄グループポイントサービス加盟店（以下「加盟店」といいます）にてポイントサービスをご利用いただけます。
2. ショッピングご利用金額が、加盟店が定めたポイント付与基準を満たした場合、えんてつポイントが付与されます。ポイント付与基準を満たさない場合は、ポイントが付与されません。また、ポイント付与対象外の支払い方法、および物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務（以下「商品等」といいます）があります。
3. 来店促進や販売促進等の目的でご利用金額がなくともポイント等を付与する場合があります。
4. 貯まったポイントは、加盟店にて規定する商品等との交換又はその代金の全部もしくは一部に充当することができます。

第7条（CoGCa の利用）

1. 本カードは、別に定める遠鉄グループ各社の一部窓口において、CoGCa をご利用いただけます。
2. CoGCa の利用登録、チャージ及び CoGCa 取引は、CoGCa 利用規約に定めるところにより行われるものとします。ただし、その窓口等については、本カード所定のものとなる場合があります。
3. 加盟店以外にて CoGCa が利用できる店舗は、SBS ホームページ (<http://www.cogca.jp>) にてご確認ください。

第8条（CoGCa の未使用残高の確認）

利用者は、以下の方法により、CoGCa の未使用残高を確認することができます。

- ① CoGCa 利用者向けのウェブサイト (<https://my.cogca.jp/app/history>)
- ② CoGCa 加盟店設置の CoGCa チャージ機
- ③ CoGCa 加盟店の買上げレシート

第9条（CoGCa 及びえんてつポイントの有効期限）

1. CoGCa の有効期間は、CoGCa 利用規約第 11 条に定める通り最後に CoGCa を利用した、またはチャージした日から 4 年間となります。

- えんてつポイントの有効期限は、ポイント規約第 4 条(4)の定める通り最後にポイント付与または利用した日から 1 年間となります。
- 次条に定める新カードの発行手続きを行うことにより、CoGCa の未使用残高およびえんてつポイントの積み立てポイントを新カードに引き継ぐことができます。

第10条（新カードの発行及び残高移行）

- 会員は、加盟店内の所定の窓口で、紛失、破損、汚損、磁気不良その他の両規約により定められた事由に該当する場合に新カード発行の手続きをすることができます。
- 本カードの紛失、盗難、破損、汚損の場合は、当社指定の各窓口にて再発行手続きを行います。再発行手数料として 200 円(税抜)をご負担いただきます。CoGCa およびポイントは、その時点で確認できる未使用残高および積み立てポイント数を新しいカードに引き継ぎます。なお、これら引き継ぎは、2 営業日以降となります。
- 本カードの紛失、盗難が発生した場合、第三者に利用された CoGCa およびポイント、失効した CoGCa およびポイントについては、当社および SBS は一切の責任を負いません。
- 本カードの破損、汚損、磁気不良の場合、当該カードと引き換えに新カードを再発行します。
- 新カードを発行する場合、旧カード券面に印字されたえんてつカードお客様番号及び CoGCa 会員番号は変更されます。
- 新カード発行に際し、旧カードに CoGCa の未使用残高が存在する場合の取扱いは、CoGCa 利用規約第 19 条および第 20 条の定めによります。

第11条（会員資格喪失）

- 会員は、当社所定の方法により当社に申し出ることによって、本カードの会員資格を喪失することができます。会員は、会員資格喪失後には一切の本カード利用、CoGCa および積み立てポイントの払い戻しができません。
- 会員は、以下の事由に該当したときは、本カードの会員資格を喪失します。会員又はその相続人は、会員資格喪失後には一切の本カード利用、CoGCa および積み立てポイントの払い戻しができません。
 - ① 会員が本規約および両規約に違反したとき
 - ② 本規約第 13 条に定める利用停止措置を講じた後、30 日を経過したとき
 - ③ 会員が申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ④ 会員として不適格と当社が判断したとき
 - ⑤ 会員が死亡した場合又は当社が会員の死亡の連絡を受けた場合（当社がこれに準じると判断した場合を含みます。）
- 会員が CoGCa 又はポイントサービスの利用資格を喪失した場合、当然に他の機能の利用資格も喪失するものとし、会員は、本カードの利用ができなくなります。
- いかなる理由にかかわらず、会員が本カードの利用資格を喪失した場合、会員は、前項の定めと同様に、ポイントサービスを利用できなくなります。
- 会員が死亡した場合、本カードの CoGCa 未使用残高およびえんてつポイントの積み立てポイントは全て失効してゼロとなります。また、会員の相続人または相続財産管理人等の相続人に替わる者への現金の払い戻しも行われません。

第12条（禁止行為）

会員は、本カードの申込み又は本カード利用にあたり、次の行為をしないものとします。

- ① 当社に虚偽の情報を申告すること
- ② 本カード及び本カード情報の複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含まれます。以下総称して「不正改ざん等」といいます）を行うこと、又は本カード又は本カード情報が不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、本カード利用をすること
- ③ 本カード情報を第三者に開示もしくは公開、又はインターネット上にアップロードすること
- ④ 他の会員になりすまして本カードを利用すること
- ⑤ 換金又は払い戻しを目的として本カードを利用すること
- ⑥ 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第13条（利用停止措置）

1. 当社は、次の各号に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、本カードの利用停止措置を講じることができるものとします。当社が利用停止措置を講じた場合、会員は、当該措置以降一切の本カード利用ができない場合があります。

- ① 会員が本規約に違反した場合
- ② 会員が過去に本カードの利用停止措置を受けていること、又は本カード利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合
- ③ 会員の利用状況等に照らして、会員として不相当であると当社が判断した場合
- ④ マネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると当社が判断した場合
- ⑤ 会員が当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、若しくは当社の業務を妨害する等の行為をした場合
- ⑥ その他前各号に準じる場合

2. 当社は、会員が前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員から本カードを回収することができるものとします。

第14条（本カードの貸与・譲渡）

1. 本カードの券面には、えんてつカードお客様番号や CoGCa 会員番号等のカード情報（以下「本カード情報」といいます）が表示されています。本カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、本カード情報は当社が指定のうえ、会員が利用できるようにしたものです。
2. 会員は、第三者に対して、本カードを貸与、預託若しくは譲渡し又は質入れその他の担保権を設定することはできません。また、本カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は会員が行うものであり、その責任は会員負担とします。
3. 会員が前項又は次条に反して第三者が本カード利用をしたことにより生じた結果については、会員の責任となり、当社は一切の責任を負いません。

第15条（安全管理）

1. 会員は、本カード及び本カード情報を善良な管理者の注意をもって管理及び利用するものとし、かつ会員の本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。また会員は、本カードを破壊、分解等又は本カードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。
2. 会員が前項に反して第三者が本カード利用をしたことにより生じた結果については、会員の責任となり、当社は、一切の責任を負いません。

第16条（本カードの利用制限等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して事前に通知することなく本カードの利用を一時的に制限する場合があります。

- ① 本カード利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により本カードの利用を一時的に中断することが必要な場合
- ② 本カードのサービス変更又は機能拡張を行う場合
- ③ その他、当社がカードの利用を停止又は中断する必要があると認める場合

第17条（免責）

1. 法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、本カードに関連して会員が追った損害について、当該損害が当社の故意または重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 利用店でカード利用の際に用いる各種端末の異常による決済不備に起因する問題について、当該問題の発生が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. カードの利用により購入した商品等に生じた問題について、利用者は、利用店との間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第18条（損害賠償）

1. 利用者が、本規約に反し、当社に損害を与えた場合、利用者は当社の損害を賠償するものとします。
2. 利用者は、カードの利用に際し、本規約違反、権利侵害、他の利用者若しくは第三者に被害や損害を与えた場合、自己の責任と費用で損害を賠償し、紛争を解決するものとし、当社にいかなる迷惑又は損害を与えないものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」と称します。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合、利用者に対して当該事項に関する調査を行い、又は必要に応じて資料の提出を求めることができ、利用者は、これに応じるものとします。
4. 当社は、利用者が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、申込者による本カードの発行申込みを拒否し、又は、利用者の本規約に基づく本カード利用を一時的に制限することができるものとします。
5. 当社は、利用者が第 1 項もしくは第 2 項のいずれかに該当した場合、第 1 項もしくは第 2 項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第 3 項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本カードの利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちに本カードの利用資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、利用者は当該措置以降一切の本カード利用及び払戻しができなくなります。
6. 前項により当社に損失、損害又は費用(以下「損失等」といいます)が生じた場合、利用者は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定を適用したことにより利用者に損害等が生じた場合には、利用者は、当該損害等について当社に請求しないものとします。

第20条 (権利義務の譲渡)

当社は、本規約に基づく当社の権利及び義務の一部又は全部を第三者に対し、譲渡することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し、本規約に定められた利用者に対する義務を継続して負担させるものとします。

第21条 (届出事項の変更)

1. 利用者が当社に届け出た事項に変更があった場合、利用者は、すみやかに当社に対し変更の旨を申し出、当社所定の手続を行うものとします。利用者がこの手続を行わなかったために、送付物(電子メールを含みます。以下同じ)が利用者に到着しなかった場合、通常到着すべき時に当該送付物が到着したものとみなします。
2. 利用者が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地変、郵便事業者もしくは電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、送付物が利用者に到着しなかった場合、通常到着すべき時に当該送付物が到着したものとみなします。

第22条 (本規約の変更等)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(<https://cards.entetsu.co.jp/>)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で利用者に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
 - ① 変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき
 - ② 変更の内容が本規約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(<https://cards.entetsu.co.jp/>)において告知する方法又は利用者に通知する方法その他当社所定の方法により利用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合は、利用者は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第23条（準拠法）

本規約の準拠法を日本法とします。

第24条（合意管轄裁判所）

本規約に基づく取引に関して、利用者と当社との間に訴訟の必要性が生じた場合は、訴額の多少にかかわらず、利用者の住所地及び当社の本店、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。